

—目次—

- ★JV 結成の最初に、構成員から一定の出資金を徴収することは可能か？
- ★JV 結成に必要な書類は？
- ★共同企業体協定書は？
- ★JV 結成の最初に、構成員から一定の出資金を徴収することは可能か？
- ★代表会社が以前作った口座を、使用していないので今回の J V 口座として利用する事が可能か？
- ★ J V 口座の通帳・印鑑の管理はどのように？
- ★公共工事での前払保証制度による前受金を受領した際に、JV 口座にプールしておく方式と各構成員に分配する方式があるが、どちらがよいか？
- ★前受金を JV 口座に留保していますが、他の構成員から分配の要請があり、どう扱えばよいでしょうか？
- ★代表会社が下請代金を支払うとき、立替払いをさけるため、他の構成員に事前に請求することは可能か？
- ★JV が手形を発行することはできますか？
- ★特定 JV と経常 J V では、会計処理の違いはあるか？
- ★JV 工事の工事代金について、代表会社が一括して自社の手形で立替払いをしました。構成員に対してどのような出資を求める方式があるか？
- ★JV の普通預金口座に利息が付されました。どのように処理すべきでしょうか？
- ★JV 結成前に支出した経費があります。結成後、JV 会計で負担してもらえますでしょうか。また、どのように処理したらよいか？
- ★代表会社が、「工事進行基準」を採用しており、他の構成員は「工事完成基準」に

よっています。このように異なった収益の認識基準を採用している企業で構成されているJVの場合、問題はあるのでしょうか？

★代表会社は3月決算ですが、他の構成員は9月と12月決算です？

★JV工事の決算で損失がでました。どのように処理すれば・・・？

★JV工事における実行予算は、どのように作成し運用すればよいか・

★JV自体に納税義務はあるか？

★JVの計算期間と当社の事業年度がズレています。どのような損益計算をしたら？

★代表会社とサブ会社で収益計上基準が違っていても問題ありませんか？

★協定原価と実費に差額が生じた場合はどうしますか？

★JVを組んでいた会社が倒産した場合、税務上どのようなことに注意したらよいのでしょうか？

★JVの工事中に事故が発生し、損害賠償を請求されまた場合どのように？

★JVにおける消費税の取り扱いは？

★JVの月次決算報告は、どのような点に注意して作成するか？

★JV工事が完成した際、JV決算報告書はどのような点に注意するか？

★JVの監査は、行う必要はあるか？

★JVの監査は、誰が行うか？

★JV監査の目的は？

★JVの監査手続きは具体的にどのようなものがあるか？

★JVの監査報告書には、何を書けばよいのでしょうか？

★建設業におけるJVは、「人格のない社団」か？

★JV 結成の最初に、構成員から一定の出資金を徴収することは可能か

JVは民法上の組合の一種とされています。

ですから、組合員たる構成員が当初に出資することは何の問題もないです。

しかし、現実には出資を行うケースはまれで、下請け業者への支払が発生してから、各構成員へ出資を請求するケースが一般的となっている。

竣工まで一切出資せずに、代表会社が立て替えるケースもあります。

結成の際に出資をする方が、JVの適正な運用が図られる場合もあるため、構成員間で十分に協議し、規則等に定め明確にしておくことが重要です。

★JV 結成に必要な書類は。

JVが請負契約を締結するには、契約書に「共同企業体協定書」を添付する必要があります。

加えて、JVの運営に関する基本的かつ重要な事項を定めた下記の規則を定める必要があります。

運営委員会規則=JVの最高意志決定機関としての位置づけとその機能の定め

施工委員会規則=工事の施工に関する事項の協議決定機関としての位置づけとその機能の定め

経理取扱規則=経理処理、費用負担、会計負担等に関する定め

工事事務所規則=工事事務所における指揮命令系統及び責任体制に関する定め

就業規則=工事事務所における職員の就業条件等に関する定め

人事取扱規則=管理者の要件、派遣職員の交代等に関する定め

購買管理規則=取引業者及び契約内容の決定手続き等に関する定め

共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書=解散後の瑕疵に係る構成員間

の費用の分担、請求手続き等に関する定め

★共同企業体協定書は。

複数の建設会社が当該工事を共同して施工することを合意（契約）し、それを書面にしたものです。

協定書には、下記の内容を明記します。特に重要な出資の割合などが記載されます。

目的、共同企業体の名称、所在地、設立の時期及び解散の時期、構成員の住所及び名称、代表者の名称・権限、構成員の出資の割合、運営委員会、構成員の責任、取引金融機関、決算、利益等の配当の割合、欠損金の負担の割合、権利義務の譲渡の制限、工事途中における構成員の脱退に対する措置、構成員の除名、工事途中における構成員の破産又は解散に関する処置、代表者の変更、解散後の瑕疵担保責任、協定書に定めのない事項。

★JV 結成の最初に、構成員から一定の出資金を徴収することは可能か

J Vは民法上の組合の一種とされています。

ですから、組合員たる構成員が当初に出資することは何の問題もないです。

しかし、現実には出資を行うケースはまれで、下請け業者への支払が発生して

から、各構成員へ出資を請求するケースが一般的となっている。  
竣工まで一切出資せずに、代表会社が立て替えるケースもあります。  
結成の際に出資をする方が、JVの適正な運用が図られる場合もあるため、  
構成員間で十分に協議し、規則等に定め明確にしておくことが重要です。

★代表会社が以前作った口座を、使用していないので今回のJV口座として  
利用する事が可能か。

JVの金融取引は、JVの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって行う  
ものとされている。

これは、JVの会計処理の公正性、明瞭性を確保するとともに、JV固有の財産を  
代表会社の財産と区別するために行われるものです。

よって、従前に使用していた口座は流用することは認められません。

★JV口座の通帳・印鑑の管理はどのように

共同企業体標準協定書においては、代表会社の権限として「企業体の  
属する財産を管理する権限」を掲げています。

よって、通常は代表会社が行うことが多いようです。

JV口座の金銭を引き出すにあたり構成員全ての同意を必要とする措置として、  
JV口座の登録印を単印とするのではなく、構成員各社の複印とするなどができ  
ましたが、現在では難しいようです。

構成員間で十分な話し合いを行い、ルールを取り決めることが肝要です。

★公共工事での前払保証制度による前受金を受領した際に、JV 口座にプールしておく方式と各構成員に分配する方式があるが、どちらがよいか。

前払保証制度の前受金は、本来、現場に係る資材業者や下請業者への支払に充てられるべきものである。

このような趣旨から、JV であっても根拠なく構成員に分配することは、本旨に反することになります。

しかし、代表会社が JV の財産（前受金）を管理しているケースが多く、この場合には代表会社単独の債務の弁済に充当してしまう事態も予想され、これらのリスクを回避するために各構成員に分配するという考えもあります。

結論として、どちらの方法が悪いということではなく、構成員間で協議しルールを取り決めることが必要です。

代表会社が管理し、支出に際しては各構成員の承認を必要とするなど規定を設けて運用するのがベストではないでしょうか。

★前受金を JV 口座に留保していますが、他の構成員から分配の要請があり、どう扱えばよいでしょう。

規則等にどう定めたかによりますが、当初分配しないと取り決めてあれば、正当な理由があり、構成員全員の同意があれば分配も差し支えないと考えます。ただし、ルールを随時変更することは望ましくなく、トラブルの元になります。

★代表会社が下請代金を支払うにとき、立替払いをさけるため、他の構成員に事前に請求することは可能か。

当然、出資分に応じた負担分は請求すべきです。

前受金の留保金があれば、そこから支払われることとなりますが、分配してあれば再度、請求し出資してもらうこととなります。

このような例からも前受金を分配するのは、望ましいとはいえません。

★JV が手形を発行することはできますか。

金融機関が JV としての手形を発行を認めていないケースも多いです。

又、JV が手形を発行するには、かなりの制約がありますが法律によって禁止されているわけではありません。

しかし、通常代表会社が自社の振り出し人である手形を発行します。

このような場合には、他の構成員は出資割合に応じて、代表会社に手形を振り出すか、支払期日までに資金を出資するかの方法がとられます。

★特定 JV と経常 JV では、会計処理の違いはあるか。

原則として、会計処理の方法に違いはありません。

経常 JV は、一定の期間、継続的な協業関係を確保することですから、経常 JV を協定した時点で、運営委員会の議論を経た経理取扱規則が明確になっています。

しかし、特定 JV の場合は、工事が発注されるごとに共同企業体を結成するわけですので、上記の取り決めを受注時に取決めなければなりません。

★JV 工事の工事代金について、代表会社が一括して自社の手形で立替払いをしました。構成員に対してどのような出資を求める方式があるか。

基本的に、代表会社が立替払いをすることは、JV 運営の本旨からして望ましいことではありません。原則として、JV 資金から支払うべきものであり、JV 資金が不足の場合は、構成員から出資してもらい支払うべきです。

次のような方式が考えられます。

1. すぐに、JV 構成員から出資比率に応じた「手形」を振り出してもらい、代表会社に提出してもらいます。この方法は、実務的にもよく利用されています。

欠点は、手形の決済がなされる前に、代表会社に経営破たん等の状況が起こり、手形不渡りとなった場合、他の構成員は、代表会社に提出した手形の決済と、JV の連帯責任を問われた場合の不渡手形に対する決済との二重の負担を強いられる恐れがあります。

2. 手形の決済日（満期日）に、他の構成員は出資比率に相当する分を現金で出資する方法です。

★JV の普通預金口座に利息が付きました。どのように処理すべきでしょうか。



(独立会計方式として)

普通預金 640 / 受取利息 800

仮払源泉税 160

JV の果実として、各構成員へ分配した場合

(JV 会社)

受取利息 800 / 普通預金 800

仮払源泉税 160

(全構成員へ出資割合に応じて)

(構成員)

普通預金 384 / 受取利息 480

仮払源泉税 96

出資比率 60%

★JV 結成前に支出した経費があります。結成後、JV 会計で負担してもらえ  
るでしょうか。また、どのように処理したらよいか。

JV の結成前にも、入札参加に係る情報収集、営業活動、手続き等の費用  
マスタープランの設計費用、事業採算に係る計算費用等があります。

これらについては、次のような処理が考えられます。

1. 各構成員が承認できるもの以外はすべて個人企業の負担とする。

2. 事前に、構成員各社の当該費用を一覧にして、JVの協定原価に算入すべきものと個別企業の負担とすべきものとを区分整理して決定する。
3. 結成後の運営委員会の協議による

本来は、事前に取り決められていれば問題は発生しませんが、受注以前に各種委員会や準備会等が発足機能していないことが多いからです。

できれば、JVの結成前であっても準備会などの会議を設け、事前経費の負担方法を合議しておくべきです。

それらの内容は、その後の「運営委員会」で決議し、必要な事項については、「経理取扱規則」の協定原価算入基準において明確にしておくことが必要です。

★代表会社が、「工事進行基準」を採用しており、他の構成員は「工事完成基準」によっています。このように異なった収益の認識基準を採用している企業で構成されているJVの場合、問題はあるでしょうか。

代表会社が、工事進行基準の場合には一般的に、工事の進捗管理と支出の発生時点について、適切な処理をしていると考えられます。

よって、ほとんど問題となることは発生しないと考えられます。

逆に、代表会社が工事完成基準を採用し、他の構成員が工事進行基準による場合には、注意を要します。

工事の進捗管理をベースとする支出の発生認識が正確なものでない可能性があります。

ます。そのような不確かな状況で処理された情報に基づき、工事進行基準により収益を計上することは、問題があることが予測されます。

★代表会社は3月決算ですが、他の構成員は9月と12月決算です。

独立会計方式が適正に運用されていれば、適正な会計情報の把握もしくは会計報告の実施が可能ですから、基本的には、そのデータにしたがった決算処理を施せばよいと考えます。

必要なデータ等は、JV会社から入手し決算に備えれば大丈夫です。

★JV工事の決算で損失がでました。どのように処理すれば・・・。

当初に締結した「建設共同企業体協定書」に定められているように、処理します。

一般的には、利益がでた場合と同様に、各構成員の出資比率に応じて損失を負担します。

★JV工事における実行予算は、どのように作成し運用すればよいか。

JV工事でなくても、原価管理を行ううえで重要なことは、適正な実行予算を作成することです。

下記の点に留意して予算を作成します。

1. 作成するルール、作成に係る人、基本的な事項を運営委員会で了解・承認する会議を設ける。
2. 実行予算の体系・実績の対比システムを作成する。
3. 実行予算項目のうち、工事の中核となる材料の調達、労務外注の発注、各種専門工事業者の選定、重機械の調達等の方法、方式を確立する。
4. 工事現場管理に関する方式、構成員による出向体制を確立。
5. 以上の3及び4の中に、協定原価とすべき項目が含まれていれば、その参入基準を明確にし実行予算に含める。
6. 以上のコスト以外に、事前経費、人件費、事務経費等、特に協定原価とすべき項目がないかどうか検討し、明確な基準を作成し、実行予算に含める。
7. 実行予算は、常時実績データと対比できるシステムでなければならない。  
また、この情報を運営委員会及び各構成員に対して定期的に報告するものである。  
予算と実績との間に重大な差異が発生している場合は、その都度、その関係を追求し、適切な是正処置を講ずる。

★ J V 自体に納税義務はあるか。

JV 自体が法人格を有するものではないので、課税方法というものを定めていません。実務において、組合としての課税方法が採られているといえるかも知れません。なぜなら、多くの J V において代表会社が一括して JV の会計処理を行い、定期的に構成員会社に分配割合に応じた計算結果を報告し、各構成員はその報告された

計算結果にもとづき各自の持分計算を行っているからです。

★JVの計算期間と当社の事業年度がズレています。どのような損益計算をしたら。

通常、JVの会計処理は代表会社が一括して行い、定期的にサブ会社に報告するのが一般的です。

代表会社が12月決算、サブ会社が3月決算とします。共に工事完成基準。

そして、このJV工事の竣工が2月に完了したとします。

当然、代表会社で12月決算には間に合わず、翌年度決算に含まれます。

サブ会社は3月の当年度決算に含まれることとなります。

★代表会社とサブ会社で収益計上基準が違っていても問題ありませんか。

違っていても、法人税法上特に問題はありません。

収益計上基準には下記の4つです。

- 1 工事完成基準
- 2 工事進行基準
- 3 部分完成基準
- 4 延払基準

実務上、一般的な収益計上基準は工事完成基準と工事進行基準ですが、平成10年の税制改正で、一定規模の長期大規模工事に対しては工事進行基準が強制適用されることになりました。

★協定原価と実費に差額が生じた場合はどうしますか。

JV で負担するよう決められた費用を「協定原価」です。実務上はこの協定原価と実費とは差額が生じます。

税務上、この差額から生じる損金又は益金をいつの時点で計上するかにあります。差額が損金となる場合は、未成工事支出金勘定に借方算入されるため税務上問題になりません。

差額が益金となる場合は、以下の2つの方法がある。

1. その差額を未成工事支出金勘定の貸方に参入する。
2. その差額を雑収入に計上する。

1の方法だと、差額相当の益金は工事完了時に計上されることになり、2の方法は協定原価の精算時にその都度計上されることになります。

★JV を組んでいた会社が倒産した場合、税務上どのようなことに注意したらよいのでしょうか。

やむなく協定上の負担割合を超えてその相手会社が支払うべき債務を代位弁済したり、JV 工事で発生した赤字の負担をスポンサー会社がやむを得ず協定上の負担割合を超えて負担するといったことも生じます。

税務上は原則として、超過負担をした会社から相手会社に寄付があったとされま

す。従って、超過負担額のうち寄付金の損金算入限度額を超えた金額は税務上は損金となりません。

ただし、法人が子会社等の倒産、解散等に伴い、当該子会社等のために債務の引き受けその他の損失を負担したり、当該子会社等に対する債権の放棄をした場合においても、その負担などをしなければ今後より大きな損失を被ることが社会通念上明らかであり、やむを得ず負担するといった相当の理由があると認められる時は、その損失の額は寄付金の額に該当しないものとされている。

したがって、もしもこのような事態が生じた場合には、税務当局を説得し得るだけの理由を明確にする資料の整備が必要となります。

★JV の工事中に事故が発生し、損害賠償を請求されまた場合どのように。

税務上の取り扱いは、法人の役員又は使用人がした行為等によって他人に与えた損害は次の2つのケースに規定されています。

1. その行為が法人の業務の遂行に関連し、かつ故意または重過失によらない場合は、支出した損害賠償金は損金となります。
2. その行為等が業務の遂行に関連するか故意または重過失の場合、あるいは法人の業務の遂行に関連しない場合、あるいは法人の業務の遂行に関連しない場合は、支出した損害賠償金は当該役員又は使用人に対する債権となります。

したがって、JV が負担した損害賠償金も協定上の各構成員の負担額を上記のケースにより処理することになります。

## ★JVにおける消費税の取り扱い

実務上の取り扱いは法人税と同様です。

税務義務者は、JVの各講師会陰がその出資持分割合等に対応する部分について、それぞれが資産の譲渡等又は課税仕入れを行ったこととされ、JVそれ自体が消費税の納税義務者となることはありません。

また、JVの計算期間と構成員の課税期間のズレている場合も、法人税の取扱いと同様で、各構成員が資産の譲渡等の時期をJVの計算期間（1年以内の場合）の終了する日の属する自己の課税期間において行ったものとして取り扱っている場合には、これを認めることになっています。

次に、資産の譲渡等又は課税仕入の時期については、各構成員が各々の出資比率に応じて各構成員に分配してもその分配金は目的物の引渡しがあるまでは単なる預り金であり、消費税の課税関係は生じません。

同じく各構成員がJVに支出する出資金についても、その支出時点では課税関係は生じず、その出資金によりJVが建設資材等を実際に購入した時点で出資持分割合等に応じて各区成員が課税仕入れを行ったこととなります。

## ★JVの月次決算報告は、どのような点に注意して作成するか

会計期間は共同企業体協定書に定めるJV成立の日から解散の日までです。したがって、月次決算をしないと解散するまでしないこととなります。

又、工事原価の集計や出資金の請求なども毎月行い、JVの工事状況を構成員各社に報告するために月次決算が必要となります。



スポンサー会社は、毎月 JV の経理諸表を作成して、翌月の一定日までに構成員各社に提出することになり、この諸表には、月次試算表、月次予算・実績対照表、工事原価計算書などがあります。

なお、実務的に毎月作成することが困難なときには、4 半期ごとに作成し、毎月の出資金請求書に月次原価明細などを添付してこれに代わることも行われています。このような場合には、経理取扱規則等で明文化しておく必要があります。

★JV 工事が完成した際、JV 決算報告書はどのような点に注意するか。

解散時に 1 回だけ実施されます。決算の目的は、JV の所有するすべての資産・負債を整理して、JV により発生した損益を各構成員に配分することにある。

次のようなプロセスで行うのが好ましい。

1. 未決算勘定の整理

仮払金、仮受金などの未精算勘定の支払い、精算等して整理し、工事代金が未回収であれば、完成工事未収入金を計上する。

2. 残余資産の売却処分

残存する資材、機械などがあれば、運営委員会の承認を得て売却処分する。

3. 工事原価の確定

JV の解散するまでに発生する見込みの原価があれば、見積もり工事原価を確定する。

4. 財務諸表の作成

様式に決まりはありませんが、一般的には次に掲げる財務諸表を作成します。

貸借対照表

損益計算書

工事原価報告書

これらの書類に係る付属明細書

尚、付属明細書には交際費、寄付金、消費税の内容を記載する必要があります。

★JVの監査は、行う必要はあるか。

JVの経理及び決算はスポンサー会社が行うのが通常です。

よって、その内容が適正であるかどうかサブ会社にはわかりません。

構成員間で合意された統一的な会計基準にしたがっているか、適切な監査によりJV会計処理の明瞭性と透明性が確保されるべきです。

共同企業体運営指針においても、JVの適正な業務遂行と適正な原価の実現を確保するため、原則として決算書作成後、適正かつ公正な監査を行うこととされています。

★JVの監査は、誰が行うか。

JVの監査は、監査委員が実施します。監査委員は各構成員間において運営委員会の話し合いで決定するが、通常スポンサー以外の会社から1、2名選出されます。監査委員名は、JV協定書やJV細則に記載する必要があります。

★JV監査の目的は

JVの適正な業務遂行と適切な工事原価計算を確保することである。

JVの業務執行が各構成員の意見が十分に反映され、工事の完成に向けて公正妥当であるかどうかについて行われます。

又、工事原価の適切な予算制度により不必要な原価の発生が防止されるようになっているかなど

原価管理の適切性についても監査することになります。

これらの監査は一般的にいわれている「業務監査」というもので、会社の監査役が取締役の業務執行を監査するのと同じような機能を有します。

また、もう一つは「会計監査」です。

JVの会計処理、原価計算、決算書などについてその作成基準、作成手続、作成記録などが適切かつ正確であるかどうか検討する。

従って、運営委員会で毎月作成される実行予算対比表、月次原価計算表、資金収支表などについて監査する必要がある。

★JVの監査手続きは具体的にどのようなものがあるか。

一般的な監査手続きには、実査、立合、視察、質問、閲覧、証憑突合、帳簿突合、計算突合、勘定分析、分析的手続等がある。

実査とは、工事現場や事務所で所有する現金、有価証券、手形などの資産を実際

に調査してその実在性を確認する手続きです。

立合・視察とは、工事現場における棚卸資産の実施棚卸に立ち会ったり、工事現場の建設物などの視察を行い現場での手続きや工事系アックなどの妥当性を評価すること。

質問は、会計処理や原価計算など疑問に思うことを会計責任者や担当者から聞きだすことを言います。

閲覧とは、工事に関する契約書、覚書、議事録、証明書などを査閲して内容を便未することです。

証憑突合・帳簿突合・計算突合とは、記録と記録、記録と証拠、証拠相互間を照合・計算することによって帳簿等の適正性・正確性を確かめることです。

勘定分析とは、勘定記録を一定の要素に分けてその内容の妥当性を確かめる手続きです。

分析的手続きとは、工事原価の有無を検討し、工事原価データ以外のデータと工事原価の矛盾や異常な変動の有無を検討し、工事原価データの妥当性を確かめる手続きを言います。

★JVの監査報告書には、何を書けばよいのでしょうか。

監査報告書は、全ての監査委員が監査結果を確認のうえ作成し運営委員会に提出します。

運営委員会は、監査結果を考慮してJV決算書の承認を行います。

監査報告書の一般的な記載内容は次のとおりです。

1. 監査報告書の提出先および日付

2. 監査方法の概要
3. 監査委員の署名捺印
4. 決算案等が法令等に準拠し作成されているかどうかについての意見
5. 決算案等が協定書その他共同企業体の規則等に定める事項にしたがって作成されているかどうかについての意見
6. その他業務執行に関する意見

以上の内容を原則として記載しますが、JVの構成員相互の取り決めにより、必ずしも上記の内容を記載せず簡易なものでも認められます。

★建設業におけるJVは、「人格のない社団」か

現在の建設業におけるJVの実態から考慮すると、民法上の組合とする説が一般的で税務上、課税上も同様に取り扱われている。